

職員表彰制度

1. 制度の目的

社会福祉法人藤崎台童園（以下、「法人」という。）並びに児童養護施設藤崎台童園及び保育所藤崎台保育園（以下、「施設」という。）の社会的評価を高め、法人・施設の名誉となる活動を行った役職員及びグループ・団体等に対し、その功績を称え、顕彰することを目的とする。

2. 表彰の対象となる者

- (1) 全国及びブロック（県域を除く）レベルの大会、研修会等での発表者及びそれに準じる者
- (2) 叙勲及び大臣表彰を受けた者
- (3) 全国レベルのスポーツ・文化活動における入賞者
- (4) その他、理事長が表彰に値すべきと認めた者

3. 顕彰の方法

被表彰者の同意を得たうえで、次の方法により顕彰する。

- (1) 職員会議、理事会、評議員会、全体会等での活動（業績）の紹介
- (2) ホームページ、Instagram等のSNSによる発信
- (3) 広報誌（施設だより、後援会報等）など紙媒体による発信
- (4) その他

4. その他

被表彰者には理事長より副賞として金一封(10万円以内)を支給する。

附則 この制度は、令和7年4月1日より施行する。